

令和3年分 所得税と市民税・県民税の申告受付における 新型コロナウイルス感染症防止対策について



【問合わせ】 税務課 ☎ 84-0620

令和3年分の所得税と市民税・県民税の申告については、昨年同様受付人数に制限を設けるなど、感染症拡大の防止対策を実施いたします。市民のみなさまにはご不便をおかけしますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

また、申告会場内での感染症拡大の防止のため、電子または郵送による申告を推奨しておりますのでご協力をお願いいたします。

電子・郵送による申告方法について

PC・スマートフォン等から所得税と市民税・県民税の申告手続を行うことができます。

◇所得税の申告

e-Tax(電子申告)にて申告いただけます。詳しくは、「e-Tax国税電子申告・納税システム」をご参照ください。また、作成した申告書の郵送による申告も可能です。詳しくは、「国税庁ホームページ内(申告書の提出)」をご参照ください。



◇市民税・県民税の申告

市ホームページにて住民税申告書作成ツールを導入しております。住民税申告書作成ツールとは、インターネット上で市民税・県民税申告書を簡易的に作成することができるシステムです。作成した申告書は「半田市 電子申請・届出システム」より電子送信することができます。



また、以下の郵送先へ申告書を送付いただくことも可能です。

【郵送先】 〒475-8666 愛知県半田市東洋町2丁目1番地 半田市役所 総務部税務課 市民税担当

令和3年分の所得税と市民税・県民税の申告受付について

申告会場や申告受付体制など昨年度と異なる点があります。各会場の日程や申告受付の詳細等については、「はんだ市報 新年号」にて掲載予定です。

令和3年分確定申告用障がい者控除対象者認定書を交付します



【問合わせ】 高齢介護課 ☎ 84-0648

障がい者控除対象者認定書とは、障がい者手帳所持者に準ずる方が、所得税や住民税の控除を受けるために必要な書類です。

対象者 認定基準日(令和3年12月31日)時点で要支援・要介護認定を受けている65歳以上の方で、知的障がい者または身体障がい者に準ずる一定の基準を満たす方。

※次に該当する方は申請不要です。

- ・重度障がい者手帳(身障手帳1・2級、療育手帳A判定、精神手帳1級)をお持ちの方
- ・令和2年分の認定書が交付された方(令和3年分も該当となる場合は、令和4年1月中旬ごろに認定書を送付します。)

受付開始 12月1日(水)から

※代理人による申請もできます。(親族以外の場合は、委任状が必要です)

申請方法 高齢介護課窓口または郵送で申請書を提出してください。また、「半田市 電子申請・届出システム」で、スマートフォンなどからも申請できます。

